

〇つるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成17年3月1日

告示第33号

改正 平成18年4月1日告示第16号

平成19年4月1日告示第10号

平成20年3月31日告示第13号

平成21年3月31日告示第12号

平成22年3月29日告示第12号

平成23年3月31日告示第16号

平成24年3月19日告示第4号

平成24年3月30日告示第20号

平成25年3月29日告示第18号

令和元年6月28日告示第12号

(目的)

第1条 この告示は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、町長が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要事項を定めることを目的とする。

(補助対象となる浄化槽)

第2条 補助金の交付の対象となる浄化槽は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するもの
- (2) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD 20mg/l（日間平均）以下の機能を有するもの
- (3) 処理対象人員が10人以下のもの
- (4) 国庫補助指針に適合し、又は小型合併処理浄化槽機能補償制度により補償登録をされたもの

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、下水道法（昭和33年法律第79条）第4条

第1項の事業計画に定める区域及び農業集落排水事業実施要項（昭和58年4月4日付58構改D第271号）第6の3の規定により採択された区域を除いた全町とする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象地域において、専ら住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を住居の用に供する建物に浄化槽を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に規定する設置届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けずに、浄化槽を設置する者

(2) 販売、賃貸等を目的とした建物に浄化槽を設置しようとする者

(3) 建物を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(4) 町税を滞納している者

（補助金額）

第5条 本町は、補助対象者に予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、次表の第1欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ、転換設置をする者には同表第2欄に、新設設置をする者には同表第3欄に定める額を限度とする。ただし、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS3302）」による人槽を超えて設置した場合は当該基準どおりの人槽区分により補助金を交付する。

（第1欄）人槽区分	（第2欄）転換設置補助金額	（第3欄）新設設置補助金額
5人槽	332,000円	166,000円
6～7人槽	414,000円	207,000円
8～10人槽	548,000円	274,000円

備考

1 転換設置とは、既存単独浄化槽又は既存汲み取り便所の撤去を伴い、浄化槽を設置することをいう。

2 新設設置とは、転換設置以外の設置をいう。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び住宅平面図
- (3) 浄化槽設置費の見積書の写し
- (4) 浄化槽の構造図
- (5) 浄化槽の配置配管図
- (6) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (7) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 浄化槽整備士免許証の写し及び特別講習会修了書の写し（昭和63年度以降、浄化槽設備士免許証を取得した者は、特別講習会修了書の写しを出さなくてよい。）
- (9) 機能保証登録証
- (10) 浄化槽維持管理標準契約書（写し）
- (11) 納税証明書
- (12) 転換補助を受ける場合は、単独槽廃止証明書又は現況施設の配置平面図及び写真
- (13) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号又は様式第2—1号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 交付決定者が補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助の遂行が困難となった場合は、2月10日までに町長に報告しその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助金にかかる事業完了後1箇月以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 工事費請求書又は領収書の写し

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 浄化槽使用開始届書の写し

(4) 浄化槽法第7条及び第11条検査手数料払込証明書

(5) 知事が認める浄化槽の維持管理に関する講習会に参加したことを証する書面

(6) 工事施工前、施工中、完成後の写真

（転換分の旧施設撤去前・撤去中・撤去後の工事写真）

(7) その他、町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに交付決定者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金交付確定書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金の交付の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付

の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(設置工事の確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認することとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の半田町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成16年半田町要綱第4号）、貞光町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年貞光町要綱第3号）又は一字村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年一字村要綱第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年4月1日告示第16号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第10号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第13号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第12号）

（施行期日）

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のつるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月29日告示第12号）

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のつるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日告示第16号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のつるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月19日告示第4号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第20号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のつるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日告示第18号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日告示第12号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

つるぎ町長 様

申請者 住所

氏名又は法人名
及び代表者名



年度において、浄化槽を設置したいので、つるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所の 地名番地	
2 交付申請額	金 円
3 転換・新設	1 転換 2 新設
4 住宅等所有者	1 本人 2 共有(人) 3 その他()
5 着工予定年月日	年 月 日
6 事業完了 予定年月日	年 月 日
7 添付書類	1 浄化槽設置届出書又は建築確認通知書の写し 2 設置場所の案内図及び住宅平面図 3 見積書の写し 4 浄化槽の構造図 5 浄化槽の配置配管図 6 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 7 10人槽以下の浄化槽にあつては登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票) 8 浄化槽設備士免許証の写し及び特別講習会修了書の写し(昭和63年度以降浄化槽設備士免許証を取得した者は、特別講習会修了書の写しを出さなくてよい。) 9 機能保証登録証 10 浄化槽維持管理標準契約書(写し) 11 納税証明書 12 単独槽廃止証明書又は現況施設の配置平面図及び写真(転換補助の場合に限る。) 13 その他()

様式第2号(第7条関係)

第 号

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、次のとおり交付決定したので、つるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

年 月 日

つるぎ町長



交付決定金額	金 円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助金交付内容を変更する場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。3 補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、直ちに町長に報告すること。4 補助金に係る事業完了後1箇月以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。

様式第2—1号(第7条関係)

第 号

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、次のとおり交付決定したので、つるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

年 月 日

つるぎ町長

交付決定金額	金 円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助金交付内容を変更する場合、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。3 補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、直ちに町長に報告すること。4 補助金に係る事業完了後1箇月以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。5 当設置場所は下水道事業計画区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により事業計画に定められた予定処理区域)であり、下水道法第10条第1項の規程により、下水道の供用が開始された場合においては、速やかに浄化槽を廃止し、下水道に接続すること。

様式第3号(第7条関係)

第 号

様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、つるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

年 月 日

つるぎ町長



記

(理由)

様式第4号(第8条関係)

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

つるぎ町長 様

申請者 住所
氏名又は法人名
及び代表者名



年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 申請内容の変更(変更内容は別紙のとおり)
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様式第5号(第9条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日

つるぎ町長 様

交付決定者 住所

氏名又は法人名及
び代表者名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置
整備事業が完了したので、つるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定によ
り、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業着手年月日 年 月 日
- 3 完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - 1 工事費請求書又は領収証の写し
 - 2 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - 3 浄化槽使用開始届書の写し
 - 4 浄化槽法第7条及び第11条検査手数料払込証明書
 - 5 知事が認める浄化槽の維持管理に関する講習会に参加したこ
とを証する書面
 - 6 その他(工事施工前 施工中 完成後の写真)
(転換分の旧施設撤去前・撤去中・撤去後の工事写真)
 - 7 その他、町長が必要と認める書類

様式第6号(第10条関係)

第 号

様

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた浄化槽設置整備事業については、適合すると認めたので、つるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付額を確定し、通知する。

年 月 日

つるぎ町長



記

金 円

様式第7号(第11条関係)

補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日付け 第 号で確定した浄化槽設置整備補助金の交付について、つるぎ町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

つるぎ町長 様

交付決定者 住所
氏名又は法人名
及び代表者名



振込み希望口座番号

銀行又は農協名 _____ 支店名 _____

口 座 番 号 _____

(フリガナ)
名 義 _____

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第2—1号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)